

指定緊急避難場所・指定避難所について

災害の危険が切迫した場合における居住者等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない施設及び場所を、洪水津波等の災害の種別ごとに、指定緊急避難場所として指定する。（法第49条の4）

■指定緊急避難場所（法第49条の4）

居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所。

■指定避難所（法第49条の7及び8）

指定緊急避難場所のうち、避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設。

■第1開設避難所

本市の指定避難所のうち、最初に開設する施設（自治振興区の区域内に1箇所）で、開設・運営を市と施設管理者等の相互協力・連携により行う施設。

■第2開設避難所

第1開設避難所を補完する施設。

第2開設避難所等の選定は、原則、第1開設避難所の近隣にある指定避難所とし、該当施設がない場合は、地域避難所等を代替施設とする。

■地域避難所

本市の指定緊急避難場所の内、地域の集会所等で、施設管理者（自治会等）に開設・運営をお願いするもの。

■協定による避難所

民間施設等の施設管理者と協定（又は覚書）を締結している施設で、市からの要請があった場合に、開設をお願いするもの。

■福祉避難所

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での生活に特別な配慮が必要な方が利用できる施設。

※自主避難所

強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、予め第1開設避難所の中から開設する施設（旧市町の区域内に1箇所程度）で、開設・運営を市と施設管理者等の相互協力・連携により行う施設。

避難所等の災害種別の表示について

【地震】

- ・・・昭和56年6月1日以降に着工された施設。または、昭和56年5月31日以前に着工され、建築基準法による耐震性を満たす施設（耐震補強済施設を含む）。
- －・・・昭和56年5月31日以前に着工された施設で建築基準法による耐震性を満たさない施設。

【土砂】

- －・・・土砂災害警戒区域内にある木造の施設。

【洪水】

- －・・・最大浸水想定3.0m以上の区域内にある施設。
最大浸水想定3.0m未満の区域内にある平屋の施設。

◎指定緊急避難場所（指定避難所・地域避難所）の取り扱いについて

土砂災害警戒区域内や洪水浸水想定区域内にある避難所の指定解除基準(※)については、地域と協議を行い理解を頂いた施設は指定を解除した。

代替の避難所施設が無い地域等については、今後も協議を継続し指定解除等を行っていく。

※指定解除基準

- ◆土砂災害警戒区域内にある木造の施設。
- ◆最大浸水想定3.0m以上の区域内にある施設。
- ◆最大浸水想定3.0m未満の区域内にある平屋の施設。